

教育振興基本計画とウェルビーイング

千葉大学名誉教授 ^{あまがさ}天笠 ^{しげる}茂

1 審議が進む次期教育振興基本計画

2023（令和5）年度から5カ年間の国の教育政策の目指すべき方向性と主な施策を示す次期教育振興基本計画に関わる審議が進んでいる。審議を進めている中央教育審議会教育振興基本計画部会は、2022（令和4）年11月4日、留意事項など今後に議論するとしつつ、「次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方（案）」を公表した。

注目すべきは、次期教育振興基本計画を策定するコンセプトとして「ウェルビーイング」という言葉を取り上げたことであり、その考え方の導入を強く印象付けている。すなわち、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実などを図り、多様な個人のウェルビーイングの実現を目指すとして、また、個人と社会のウェルビーイングの実現をつなぐ学校や社会教育施設の役割・機能を重視すると述べている。

2006（平成18）年の教育基本法改正に基づき策定を重ねてきた教育振興基本計画は、このたびで4度目ということになる。これまでの第2期、及び、第3期の教育振興基本計画の基軸を発展的に継承し、「誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングを目指す。」としている。個人と社会のウェルビーイングについて教育を通して実現を図る。そのために、次期教育振興基本計画においては、豊かな心の育成をはかるとの目標のもとに、施策の一つに主観的ウェルビーイングの向上を位置付け、学校教育活動全体を通じて子供たちに自

己肯定感や他者とのつながりなどウェルビーイングを育てるとある。

2 世界保健機関（WHO）・経済協力開発機構（OECD）とウェルビーイング

ところで、ウェルビーイングについて、もとを辿れば、世界保健機関（WHO）の憲章（1946）が掲げる「健康（Health）」に行き着く。すなわち、肉体的、精神的、社会的なウェルビーイングを指すことであって、それが単に疾病や病弱の存在しない状態を意味するものでないことは広く理解されている。

その一方、経済協力開発機構（OECD）によるウェルビーイングに関する発信は、大きな影響を持って受け止められている。すなわち、これからの時代が教育に求めるものとして、個人的・社会的により良く幸せに生きるウェルビーイングの向上をあげ、「Learning Compass 2030（学びの羅針盤2030）」においては、個人と社会のウェルビーイングを共通の「目的地」として提起している。

令和の日本型学校教育が説く個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実も、個人と社会のウェルビーイングの共通の「目的地」に迫る手立てとしてあることになる。

それは、それぞれが生きることに、また、組織や社会において、そうありたいと目指す方向や在り方を意味するものでもある。それぞれの個人における生きがいや人生において、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることをいう。また、その個人を取り巻く組織や地域、社会が良好な状態でもあることを包括する概念である。

これら経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめるウェルビーイングの考え方が重視される背景には、経済的発展を一本やりで追い求める生き方や社会の在り方への疑問、環境の破局的破滅への危惧など、経済先進諸国の行き詰まりがあり、豊かさをはじめ幸福や生きがいの問い直しがあると見られる。

3 日本社会に根差したウェルビーイング

一方、“日本発のウェルビーイング”を説いていることについても注目したい。次期教育振興基本計画は、策定のコンセプト及び教育をめぐる現状と課題に続いて今後の教育政策に関する基本的な方針として五つの方針を掲げている。その第一に、日本社会に根差したウェルビーイングの向上・共生社会の実現に向けた教育の推進をあげている。

ウェルビーイングは、国や地域の社会や文化など背景の異なりによって、多様な姿となって立ち現れることになる。すなわち、「国や地域の文化的・社会的背景により異なりうるものであり、一人一人の置かれた状況によっても多様なウェルビーイングの求め方がありうる。」との記述がある。ウェルビーイングが、それぞれの国や地域の文化や歴史を尊重した概念であることに注視したい。

その意味で、「調和と協調（Balance and Harmony）のある日本社会に根差したウェルビーイングを」という次期教育振興基本計画の提起について、日本社会の歴史や文化および風土の豊かさを基盤にした超スマート社会（society5.0）の時代にふさわしいウェルビーイングの在り方を、日本発として世界に発信する戦略的なねらいをそこに読み取ることができる。ちなみに、基本計画では、次期計画の目標と基本施策として、「目標2 豊かな心の育成」において、「主観的ウェルビーイングの向上（自己肯定感、他者とのつながり等）」をあげている。

4 第3期千葉県教育振興計画とウェルビーイング

このような、国におけるウェルビーイングをめぐる教育振興基本計画の作成の動きは、今後、都道府県さらには市町村における教育振興基本計画の作成にも様々な影響を及ぼすことが予想される。

その中であって、千葉県の場合、すでに教育振興基本計画にウェルビーイングを位置付けていることを確認しておきたい。

現在の教育行政の基本方針や教育施策のもととなっているのが、「第3期千葉県教育振興基本計画 次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」である。このプランは、2018（平成30）年度に検討を始め、およそ2年間をかけて策定したものであり、その冊子の奥付には令和2年3月発行とある。

その“第2章 千葉県教育の目指す姿”には、ウェルビーイングに関する記述がある。すなわち、心理学や脳科学の発達に注目し、2030年にむけて超スマート社会（society5.0）の到来が予想される中で生きる子供たちに、幸福感の実現、自己有用感や自尊感情、自己肯定感の向上をはかる観点から、ウェルビーイング（主観的幸福感）の教育への応用についての研究を求めている。

教育振興基本計画にウェルビーイングを盛り込もうとする国に先駆けた動きとしてこれを捉えるとともに、改めて、千葉県に根差したウェルビーイングについて、その向上をめざしたコンセプトづくりや教育への取組が問われていることを確認しておきたい。

いずれにしても、ウェルビーイングが一人一人の多様な幸せを目指す人間中心の社会を教育を通して実現をめざすコンセプトであり、しかも、その教育の在り方が、施策一つ一つが、子供たちの主観的な認識の変化という成長を通して問われることをおさえておきたい。